

令和4年度

公立甲賀病院歯科医師臨床研修プログラム

## ～ 目次 ～

- 1 プログラムの名称
- 2 プログラム指導者と施設の概要
- 3 歯科医師臨床研修プログラムの目的と特徴
- 4 プログラム管理運営体制
- 5 到達目標 基本的診療業務  
「1. 基本的診療能力等」  
「2. 歯科診療に関連する連携と制度の理解等」
- 6 研修の期間割
- 7 研修内容
- 8 指導體制
- 9 研修歯科医評価
- 10 プログラム終了の認定
- 11 プログラム終了後のコース
- 12 研修歯科医の処遇
- 13 出願手続きと資料請求先

資料1(公立甲賀病院歯科医師臨床研修プログラム)

資料2(到達目標と自己評価)

1 プログラムの名称 : 公立甲賀病院歯科医師臨床研修プログラム  
 単独型臨床研修病院

2 プログラム指導者と施設の概要

①施設の概要

名称等	公立甲賀病院 〒528-0074 滋賀県甲賀市水口町松尾 1256 番地 電話 0748-62-0234 FAX0748-63-0588 ホームページ <a href="https://www.kohka-hp.or.jp/index.html">https://www.kohka-hp.or.jp/index.html</a>		
開設者	公立甲賀病院組合	設立年月日	昭和 14 年 6 月 1 日
院長	辻川 知之(臨床研修管理委員会委員長)		
プログラム責任者	つのかま まさゆき 角熊 雅彦		
事務部門の責任者	佐井 良昌		
研修管理委員会の名称	公立甲賀病院歯科医師臨床研修管理委員会		
研修歯科医定数	1 名		
病院の沿革・特徴	<p>公立甲賀病院は、昭和 14 年産業組合病院として設立され、昭和 35 年に甲賀郡 7 か町の組合立病院へと設立母体が変更になりました。平成 16 年 10 月 1 日からは、町村合併により湖南市および甲賀市の 2 市による組合立病院となり、また平成 31 年 4 月からは地方独立行政法人公立甲賀病院となりました。</p> <p>当院は甲賀保健医療圏の中核病院として、「私たちは、個人の人格を尊重し、思いやりの心をもって信頼される全人的医療を実践します。」を理念に掲げ医療内容の充実を図っています。保健・医療・福祉機関との連携を密に、高度医療・救急医療・疾病予防・健康促進活動ならびに在宅医療(介護)など、充実した最新の医療機器で、迅速かつ的確な診断・治療をめざす医療とともに、地域に密着したより幅広い医療を提供しています。</p>		
診療科目	歯科、矯正歯科、歯科口腔外科、内科、神経内科、循環器内科、腎臓内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、消化器内科、呼吸器内科、緩和ケア内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、肛門外科、乳腺外科、精神・心療内科、小児科、整形外科、麻酔科、脳神経外科、泌尿器科、眼科、産婦人科、耳鼻いんこう科、皮膚科、形成外科、放射線科、リハビリテーション科、病理診断科、救急科(33科)		
各医学会の認定状況	厚生労働省臨床研修指定施設(歯科)、日本口腔外科学会専門医制度研修施設、日本内科学会認定医制度教育関連病院、日本高血圧学会専門医制度認定施設、日本神経学会専門医制度准教育関連施設		

	設、日本循環器学会認定循環器専門医研修施設、日本消化器内視鏡学会指導施設、日本透析医学会専門医制度認定施設、日本小児科学会専門医制度研修施設、日本整形外科学会専門医制度研修施設、日本外科学会外科専門医制度修練施設、日本消化器外科学会専門医修練施設、日本乳癌学会認定医専門医制度認定施設、日本脳神経外科学会専門医認定制度指定訓練施設、日本脳卒中学会専門医認定制度研修教育病院、日本泌尿器学会泌尿器科専門医教育施設、日本眼科学会専門医制度研修施設、日本耳鼻咽喉科学会専門医研修施設、日本皮膚科学会認定専門医研修施設、日本麻酔科学会麻酔科認定病院、日本プライマリ・ケア学会認定医研修施設、日本医学放射線学会 放射線科専門医修練機関、日本人間ドック学会優良二日ドック施設、日本病理学会研修登録施設、日本インターベンショナルラジオロジー学会専門医修練認定施設、日本静脈経腸栄養学会実地修練認定教育施設、日本がん治療認定医機構認定研修施設、マンモグラフィー検診施設、日本静脈経腸栄養学会・NST 稼働施設認定、日本栄養療法推進協議会 NST 稼働施設、周産期母体・胎児専門医暫定研修施設、医療安全全国共同行動参加登録証、日本糖尿病学会教育関連施設、日本消化器病学会認定施設、厚生労働省臨床研修指定施設(医科)、日本臨床腫瘍学会認定研修施設
病床数	413床(一般409床、感染病床4床)
関連施設	歯科保健センター、甲賀看護専門学校(3年課程)、公立甲賀病院訪問看護ステーション、公立甲賀病院居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、院内学級(わかば学級水口小学校分校)(あすなろ学級水口中学校分校)、院内保育所

②プログラム責任者及び臨床研修指導医

	氏名	役職	指導責任者の資格
プログラム責任者及び臨床研修指導医	角熊 雅彦	歯科部長	日本口腔外科学会専門医 日本口腔外科学会指導医 博士(歯学)
臨床研修指導医	蠅庭 秀也	歯科部長	日本口腔外科学会専門医 博士(歯学)
臨床研修指導医	辻本聖直	医員	日本口腔外科学会認定医

3 歯科医師臨床研修プログラムの目的と特徴

インフォームドコンセントに基づいた歯科医学全般にわたる基本知識を確実に取得し、それに立脚した臨床歯科医学の研修・総合病院における歯科という環境を生かし、リスク患者に対する全身管理に関する研修と同時に障がい者に対する対応の研修を行う。

#### 4 プログラム管理運営体制

公立甲賀病院歯科医師臨床研修管理委員会の監督のもと、プログラム指導者が主体となり管理運営を行う。

#### 5 到達目標

##### A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与
2. 利他的な態度
3. 人間性の尊重
4. 自らを高める姿勢

##### B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性
2. 歯科医療の質と安全管理
3. 医学知識と問題対応能力
4. 診療技能と患者ケア
5. コミュニケーション能力
6. チーム医療の実践
7. 社会における歯科医療の実践
8. 科学的探究
9. 生涯にわたって学ぶ姿勢

##### C. 基本的診療業務

###### 1. 基本的診療能力等

※「基本的診療能力等」の項目うち、選択項目から必ず1項目以上選択すること。

###### (1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

- ①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。(必修)
- ②全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。(必修)
- ③診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。(必修)
- ④病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。(必修)
- ⑤診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口

腔単位の診療計画を検討し、立案する。(必修)

- ⑥必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉や十分な説明を行い患者及び家族の意思決定を確認する。(必修)

## (2) 基本的臨床技能等

- ①歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。(必修)
- ②一般的な歯科疾患に対応するため必要と基本治療及び管理を実践する。(必修)
  - a.歯の硬組織疾患 b.歯髄疾患 c.歯周病 d.口腔外科疾患
  - e.歯質と歯の欠損 f.口腔機能の発達不全、口腔機能の低下
- ③基本的な応急処置を実践する。(必修)
- ④歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。(必修)
- ⑤診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示等）を作成する。(必修)
- ⑥医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。(必修)

## (3) 患者管理

- ①歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。(必修)
- ②患者の医療情報等について、必要に応じて主治医と診療情報を共有する。(必修)
- ③全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。(必修)
- ④歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。(必修)
- ⑤入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。(選択)

## (4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ①妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。(必修)
- ②各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。(必修)
- ③在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。(選択)
- ④障害を有する患者への対応を実践する。(選択)

## 2. 歯科診療に関連する連携と制度の理解等

### (1) 歯科専門職との連携

- ①歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。(必修)
- ②歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。(必修)
- ③多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。(必修)

### (2) 他職種連携、地域医療

- ①地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。(必修)

- ②地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。(必修)
- ③在宅療養患者や介護施設等の入所に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、その目的を理解し参加する。(選択)
- ④在宅療養患者や介護施設等の入所に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、その目的を理解し参加する。医療過誤について説明する。(選択)
- ⑤訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。(選択)
- ⑥離島やへき地における地域医療を経験する。(選択)
- ⑦がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。(選択)
- ⑧入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。(選択)

### (3) 地域保健

- ①地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。(必修)
- ②保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。(必修)
- ③保健所等における地域歯科保健活動を経験する。(選択)
- ④歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する(選択)

### (4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

- ①医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。(必修)
- ②医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。(必修)
- ③介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。(必修)

## 6 研修の期間割

研修期間 4月～翌年3月

(すべての医療行為は指導医の指示、助言のもとに行う)

- ★第一期 (3ヶ月間) : 心構え、病院諸規定等のオリエンテーション、指導歯科医のもとに歯科疾患全般の診査、診断、治療法の研修、臨床必要事項の講義実習
- ★第二期 (3ヶ月以降) : 指導歯科医のもと主治医として責任をもって外来患者の診査、診断・治療を行う。
- ★第三期 (6ヶ月以降) : 外来研修と歯科外来救急患者の診査、診断・治療と入院患者管理について研修

## 7 研修内容

外来診療における主要歯科疾患の診査・診断・治療を独立して行えることを目標に、保存修復学、歯内療法学・歯周病学・歯科補綴学・小児歯科学・矯正歯科学・口腔外科

学・障害者歯科学の臨床実習・局所麻酔・レントゲン撮影法・臨床検査実施法・救急蘇生法の講義と実習を研修する。また、症例検討・抄読会、術前検討会での研修も行う。

## 8 指導体制

- ・指導責任者（指導歯科医）が、研修歯科医の指導・評価を行う。
- ・指導責任者（指導歯科医）と研修歯科医のマンツーマン指導による。
- ・指導責任者（指導歯科医）は、症例数、レポート数が不足しないようサポートする。

## 9 研修歯科医評価（資料2）

- 1) 研修歯科医は、研修終了時に、研修到達目標、症例、レポートおよびプログラムに沿って、自己評価を行い指導歯科医の評価を受ける。
- 2) 研修歯科医の自己評価および指導歯科医の評価はA、B、Cの3段階とする。  
A：到達目標に達した B：目標に近い C：努力が必要
- 3) 1) について（症例、レポート数を含む）臨床研修管理委員会で審査し、到達目標達成を確認する。
- 4) 研修歯科医の態度等適切な評価を行う観点から、指導医だけではなく、研修歯科医に関わる関係者（他職種等を含む。）からの多面評価を行う。

## 10 プログラムの修了認定

研修歯科医から申告される自己評価結果および指導歯科医による評価結果に基づき、臨床研修管理委員会において初期臨床研修の修了を認定する。  
委員長は、研修修了者に対し「修了証書」を交付する。

## 11 プログラム終了後のコース

研修終了後、成績が優秀な者は、定員に欠員があれば、公立甲賀病院に就職することができる。その他、大学、他病院への就職等の進路がある。

## 12 研修歯科医の処遇

- ①身分等 …常時勤務の臨時職員とする
- ②勤務時間等 …勤務日数、勤務時間、休憩時間は正規職員に準ずる。
- ③有給休暇 …10日間
- ④給与 …月額350,000円
- ⑤手当 …期末手当、通勤手当、宿日直手当、時間外手当、休日勤務手当、住居手当等の支給基準は別に定めるところによる。
- ⑥保険 …健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働災害保険については有期雇用職員に準じて適用する。
- ⑦宿舎 …任意の物件を病院が借り上げ研修医に貸与する（毎月使用料を研修医から徴収する）



- ⑧医師賠償保険…病院を被保険者とした賠償責任保険に加入する。
- ⑨健康管理 …健康診断および予防接種を正規職員に準じて実施する。
- ⑩学会参加等 …学会等の発表も含めて年1回2泊3日（1日ずつの場合は3日）を限度として出張を認め、この範囲内で旅費等を支給する。
- ⑪その他
  - ・詳細は、公立甲賀病院研修医取扱規程に定める。
  - ・研修医の服務等については、法令および関係法規ならびに独立行政法人服務規定を遵守しなければならない。

### 1 3 出願手続きと資料請求先

- ・出願期間・試験日 各年度の研修歯科医募集要項にて公表する。
- ・出願書類 臨床研修医申込書、履歴書、卒業見込み証明書または医師免許書（写）、成績証明書
  - ・選考方法 面接による
  - ・採否 マッチングに参加する。  
マッチングの結果に基づき、研修管理委員会の審査を経て病院長が決定する。
  - ・その他 マッチングの結果、定員に空きがある場合は、別途募集要項を公表する。
- ・資料請求先 〒528 - 0074 滋賀県甲賀市水口町松尾 1256 番地  
公立甲賀病院 人事課  
TEL : 0748-62-0234 (代表) FAX : 0748-63-0588  
e-mail: khjinji27@kohka-hp. or. jp